

新型コロナウイルス感染症に関する対応（2021年4月1日）

1. 各家庭での対策

- (1) 抵抗力、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (2) 毎朝、必ず検温をして、健康状態を観察してください。検温の結果はロイロノートにて提出してください。また、同居している方の健康観察もお願いします。
- (3) 発熱等の風邪症状がある場合は登校せず、自宅で休養してください。風邪症状の扱いやそれに伴う出席停止の扱いについては「7. 出席に関わること」を参照してください。
- (4) マスクとハンカチを毎日忘れずに持って来ててください。マスクはできる限り不織布マスクを着用してください。

2. 通学時、登校時の対策

- (1) 公共交通機関を利用する場合、人混みでは必ずマスクを着用してください。絶対に騒いだり、大声で話をしたりしないこと。また顔を近づけたまま友人と長い時間、話をしないこと。
- (2) 登校時に、健康確認（検温）ができていない場合は、別室待機の上、健康が確認されるまで教室には入れないことがあります。

3. 学校内での対策

- (1) 登校後に発熱等の風邪症状を確認した場合には、早退させます。確実に連絡が取れるように緊急連絡先（携帯・職場等）を担任まで伝えておいてください。（生徒資料に記載されている場合は連絡不要です）。また生徒自身で早退できない状態であった場合には、保護者の方に学校まで迎えに来てもらうことがあります。
- (2) 校内での食事（昼食）の際は次のことを守ってください。
 - ア. 食事の前の手洗いを徹底してください。
 - イ. 会食にあたっては、机を向かい合わせにせず、会話は控えましょう（黙食）。
 - ウ. 学校食堂は、状況によって学年別の営業にしたり、営業自体を休止することがあります。教室と同様、飛沫防止のためテーブルに飛沫拡散防止ボードを設置していますが、教室同様、会話は控えましょう。
- (3) 学校内で行う感染症対策は次の通りです。
 - ア. 授業時や休み時間には定期的に換気をしましょう。原則として、常時換気をしますが、冬季など、気温が低い場合は授業開始時に窓を20cm3分開ける等の対応をします。
 - イ. 換気によって室温が低下し、寒さを感じる場合、制服の上着で対応できないときは、ジャンパーなどを着用して構いません。
 - ウ. 生徒、教職員ともに飛沫感染を防ぐためマスクの着用を原則とします。ただし、次の場合は

マスクを着用する必要はありません。

a. 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合。

b. 体育の授業の場合。なお身体的距離が十分に取れない場面では、着用を求めることがあります。

また、マスクを外したまま長時間会話をしたり、大声を出すことは慎んでください。

エ. 外から教室等に入るとき、トイレのあと、共有備品の使用後、清掃時、食事の前後の石けんでの手洗いを徹底してください。

オ. ジャージでの登校を許可します。ただし、感染症予防を目的とした理由に限ります。希望の場合は事前に担任まで申し出て、学校の許可を得てください。なおジャージは原則として指定のものとしします。

(4) 三密を避けるため、大人数での集会等はできる限り控えるようにしています。各施設の収容人数については国や自治体から要請されるイベントの人数制限に従って決めています。

(2021.4.1)現時点では北海道が示す、イベント等の開催制限に従い、大声での歓声、声援等がないことを前提とする集会、イベントについては収容人数の100%以内で実施していますが、イベント内容によっては人数を制限しています。

(5) 保護者、卒業生、外部の方の来校については次の通りとします。

ア. 卒業生、外部の方の対応は事務室前のブースに限定しています。

イ. 教員室等への入室は禁止としています。 ※生徒も当面の間、教員室への入室を控えています。

イ. 必ず事前にアポイントを取ってください。

ウ. 体調をご確認の上、風邪症状がある場合は来校できません。

エ. マスクを着用してください。

オ. 来校した際は必ず事務室（受付）に立ち寄り、名簿に氏名等の必要事項を記入してください。

キ. 証明書等の発行の必要がある場合は、電話もしくは郵送で対応します。

※ ただし、指定業者や施設管理等の作業をする業者については入校を許可しています。

(2021.4.1)現時点では、外部の人を入れての説明会やイベントについては、来場者の把握、在校生との接触状況、人数制限などの対策をしたうえで、実施しています。

4. 清掃活動

清掃については次のことを徹底して行います。

ア. マスクを着用する。

イ. 窓を開けて換気をする。

ウ. 清掃後は必ず石鹸で手洗いをする。

エ. ドアの取っ手・スイッチ・窓枠・教卓・黒板消し等、特に多くの人が手を触れる箇所、物を消毒する。

※学内施設の共用部分については清掃業者に委託し、適宜、消毒作業を行います。

5. 教科活動

文部科学省より示されたマニュアルに基づき、地域の感染症レベルを踏まえて判断します。当面、以下のような感染のリスクが高い学習活動については実施を慎重に判断します。

ア. 長時間（15分以上）、近距離（1m以内）で対面形式となるグループワーク。

イ. 音楽における合唱やリコーダー。

ウ. 家庭における調理実習。

エ. 理科における生徒が長時間、近距離で活動する実験や観察。

オ. 体育における密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動。

※休み時間における体育館の一般開放についても同様としています。

また、用具・器具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底します。

(2021.4.1)現時点では、上記活動については行いません。

6. 部活動に関すること

「新型コロナウイルス感染症対応における部活動ガイドライン」を策定し、それに則って行います。

7. 出席に関わること

(1) 出席停止の扱いについて

以下の場合を出席停止扱いとします。

- ① 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- ② 生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合。 ※風邪症状については（表1）を参照
- ③ 同居している者が感染した又は濃厚接触者と指定された場合。
- ④ 同居している者に発熱等の風邪症状がみられる場合。
- ⑤ 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、主治医が登校すべきでないと判断した場合。
- ⑥ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合で、地域の感染状況に基づいた合理的な理由があると校長が判断した場合。
- ⑦ 海外から帰国した場合。（2週間自宅待機）

（表1）風邪症状等の扱いについて

区 分	症 状	出欠の扱い
平時とは異なる症状がある場合	発熱、咳、強い倦怠感、悪寒、のどの痛み、悪寒、鼻水、頭痛、息苦しさ ※1	出席停止
	腹痛、吐き気、めまい、下痢等	欠 席
	体調不良	— ※2
日常的に起こる場合や、明らかに風邪とは異なる場合	持病（主治医が登校すべきでないと判断した場合を除く）や骨折による通院等	欠 席
社会状況に関連する場合	感染が不安等	個別判断※3

※1 風邪症状が4日以上続く場合や、強い症状がある場合は必ず相談センター等に連絡してください。その結果、病院で受診し、新型コロナウイルス感染症とは別の診断をされた場合は、その後、基本的には出席停止扱いとはなりません。なお、日数によっては医師の証明が必要な場合もあります。

生徒本人または同居者が風邪症状によってPCR検査を受けることになった場合には、事前に学校にお知らせください。

※2 「体調不良」という表現は基本的には使いません。欠席連絡の際は具体的症状をお知らせください。

※3 文部科学省の規定によります。「保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については(中略)例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上『出席停止・忌引等の日数』として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である」

(2) 出席停止扱いに関する手続について

ア. 学校連絡に関するお願い

学校への連絡の際は、上記(表1)を参考に具体的症状を保護者の方より連絡してください。項目に当てはまらない場合や判断に迷う場合は「その他」とご連絡いただくか、担任にご相談ください。 ※健康確認ができないことが頻繁にある場合は、教室への入室を許可せず、別対応とさせていただきますのでご了承ください。

イ. 出席停止扱いの手続きと提出書類について

上記(1)①～⑤の理由で欠席した場合、下記(表2)の通り、所定の書類を提出することで、出席停止扱いとします。

(表2)

(1)	状 況	提出書類 ※1
①	生徒の感染が判明した	様式1「学校感染症罹患報告書」
	生徒が濃厚接触者に特定された	様式3「濃厚接触に伴う出欠に関する報告書」
②	生徒に風邪症状がみられる	様式2「風邪症状に伴う出欠に関する報告書」
③	同居者が濃厚接触者に特定された	様式3「濃厚接触に伴う出欠に関する報告書」
④	同居者に風邪症状がみられる	様式2「風邪症状に伴う出欠に関する報告書」
⑤	基礎疾患等があり主治医の指示がある	様式4「基礎疾患に伴う出欠に関する報告書」※2

※1 様式と記入方法については本校ホームページをご確認ください。

※2 欠席日数が単位認定や進級に関わるような場合は、医師の診断書を提出していただきます。

(3) 出席停止の期間について

出席停止の期間については、下記(表3)を目安としますが、保健所からの指導・指示によって対応します。また、今後の状況によって変更される可能性もあります。

(表3) 生徒状況と学校の対応

生徒の状況	学校の対応	備考
①感染した	治癒するまでの期間出席停止扱い(保健所の指示期間)	
②本人が濃厚接触者	健康観察期間(14日間)出席停止扱い	※1
③同居者が濃厚接触者	同居者のPCR検査の結果と保健所の指示を踏まえて、出席停止期間を判断	※2
④風邪症状	風邪症状が完全に消失するまでの期間、出席停止	※3

※1 本人が濃厚接触者と指定された場合、本人がPCR検査を受けた結果、陰性であると判定されたとしても、保健所からの健康観察期間が終了するまでは出席停止扱いとなります。

※2 同居者が濃厚接触者と指定された場合、その同居者がPCR検査を受けた結果、陰性であると判定された場合は登校してかまいません。ただし、保健所より健康観察の必要があると指示があった場合はそれに従ってください。

同居者が濃厚接触者かどうか不明の場合、判明するまでの期間を出席停止扱いとします。

保護者等、同居者の職場で濃厚接触者があった場合は、出席停止扱いとはなりません。

※3 寮生の場合は症状の消失後2日は観察期間とし出席停止扱い

8. 感染者等が発生した場合の対応について

(1) 感染が判明した場合

ア. 医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられます。学校には、本人や保護者からその旨の連絡をお願いします。また、同居者の学校や職場には各家庭からご連絡をお願いします。

イ. 保健所による濃厚接触者の範囲の特定に際しては、個人情報に差し支えない範囲で学校内での行動履歴の情報を提供します。

ウ. 保健所以外の外部からの問い合わせには、プライバシーの観点から個人情報を答えることはありません。

(2) 生徒・保護者へ対応

ア. 地域の感染状況を踏まえつつ、衛生主管部局と連携してその行動履歴や活動内容を把握し、感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行います。なお、出来る限り教育を継続するとの趣旨から、学級単位や学年単位などの範囲で臨時休業を行うこともあります。

イ. 連絡は緊急メールでお知らせします。

ウ. 新型コロナウイルスに関連することで、いじめや差別・偏見等に繋がる言動、プライバシーが侵害されるような言動は断じて許されないということを強く指導します。ご家庭でもご指導をお願いいたします。

エ. 保健所の指示・指導を参考に、校内を消毒します。